

## 報告第1号

### 損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年4月24日提出

天理市長 南 佳 策

専決第3号

専 決 処 分 書

平成24年3月24日午後8時頃天理市福住町10490番地1先の市道536号線上  
で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談す  
ることについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例  
第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 15,645円